

入札制限等に関する誓約書

この度、私は、貴庁に入庁するに当たり、以下の事項を誓約します。なお、本誓約書において誓約する事項は、法令又は本誓約書に特段の定めがない限り、本誓約書提出後、貴庁の職員としての地位が失われるまでの期間を対象とした誓約とします。

第1章 秘密保持

第1条（秘密保持）

- 1 貴庁における職務上知ることのできた秘密（以下「貴庁秘密情報」といいます。）を在職中及び退職後も第三者に漏えいしません。また、貴庁秘密情報には、以下が含まれることを確認します。
 - （1）国の関係者の住所、氏名及び連絡先に関する情報
 - （2）国の調達に関する一切の情報（予定価格、調達の計画、公開前の仕様書に関する情報等）
 - （3）職務遂行に当たり知得した会議、交渉等に関する一切の情報
 - （4）貴庁における職務遂行に当たり、第三者から知得した一切の情報
 - （5）以上のほか、国が特に秘密保持対象として指定した情報
- 2 貴庁秘密情報を、貴庁における自身の職務遂行の目的以外には使用しません。
- 3 貴庁の職員であっても、貴庁における職務遂行上、知る必要がない者に対して貴庁秘密情報を開示しません。

第2条（創出等した情報の帰属）

貴庁秘密情報の範囲に含まれるものについては、私はその創出又は取得に携わった場合であっても、貴庁における職務遂行上作成したものであることを確認し、当該情報の帰属が国（貴庁）にあることを確認します。また当該情報について私に帰属する一切の権利を国に譲渡し、その権利が私に帰属する旨の主張をしません。

第3条（退職時等の措置）

- 1 退職時又は貴庁から求めがあった場合、貴庁の指示に従い、保有する貴庁秘密情報を返却、消去又は廃棄し、それらを実施した旨の報告書を提出します。
- 2 退職時に貴庁が求める場合、別途の秘密保持契約の締結又は秘密保持に関する誓約書の提出をすることに同意します。

第2章 利益相反行為等の禁止

第4条（第三者の秘密情報の取扱い等）

- 1 貴庁における職務遂行に当たり、第三者が保有するあらゆる秘密情報を、当該第三者の事前の承諾なく貴庁に対し開示せず、貴庁の業務で使用しません。また、貴庁が使用しているとみなされるような行為を貴庁にさせません。
- 2 第三者に対して秘密保持義務又は競業避止義務を負っている又は負うこととなった場合、その旨を貴庁に報告し、当該秘密保持義務及び競業避止義務を遵守します。

第5条（利益相反行為の禁止）

- 1 貴庁の事前の許可なく、自己又は第三者のために、国の利益と相反する行為（不作為を含みます。以下同じ。）を行いません。また、国の利益と相反する地位に就きません。
- 2 私の行為又は地位が、国の利益と相反する又はそのおそれがある場合、その旨を貴庁に報告します。

第6条（兼業先の開示）

- 1 本誓約書作成日時点において、国以外の第三者から雇用契約により対価を得ている場合、個人事業者として同一の年度中単一の法人等から500万円以上の対価を業務委託契約その他の契約により得ている場合、法人、組合、任意団体その他の団体（以下「法人等」といいます。）の役員である場合（無償の場合を含みます。）又は官民交流制度に基づき交流採用（退職型を含みます。以下同じです。）されている場合、貴庁が指定する様式で、貴庁が指定する期限までにその相手方、法人等又は交流元企業に関する情報（連絡先を含みます。以下この条において同じです。）を貴庁に報告します。
- 2 本誓約書作成日から1年前までの期間において、国以外の第三者から雇用契約により対価を得ていた場合、個人事業者として同一の年度中単一の法人等から500万円以上の対価を業務委託契約その他の契約により得ていた場合、法人等の役員であった場合又は官民交流制度に基づき交流採用されていた場合、貴庁が指定する様式で、貴庁が指定する期限までにその相手方、法人等又は交流元企業に関する情報を貴庁に報告します。
- 3 在職中に、新たに国以外の第三者から雇用契約により対価を得ることとなった場合、個人事業者として業務委託契約その他の契約により対価を得ることとなった場合、又は法人等の役員となった場合（無償の場合を含みます。）、貴庁が指定する様式で、貴庁が指定する期限までにその相手方又は法人等に関する情報を貴庁に報告します。

第7条（保有株式、保有知的財産権等の開示）

職員による不正を防止し、国民からの信用を担保する観点から、貴庁が指定する様式で、貴庁が指定する期限までに私が保有する株式、有価証券、知的財産権その他の権利を貴庁に

報告します。

第8条（その他追加情報）

- 1 貴庁が、職員による不正を防止し、国民からの信用を担保する観点から、追加で私に関する情報又は資料の提供を求める場合があることを理解し、求めがあった場合、自己の責任においてそれらを提供又は報告します。
- 2 本誓約書で定められていない事項であっても、貴庁の国民からの信用を担保するために貴庁に報告すべき事項がある場合、直ちに上長に報告し、必要に応じて対応を協議します。

第9条（第三者との調整）

- 1 法令又は本誓約書に基づき提供又は報告した内容に基づき貴庁の判断で私の業務の業務範囲、場所又は使用できるツールが制限されることがあることに同意し、上長と対応を協議するものとします。
- 2 第三者との契約内容、第三者から同意を得られない等の事情により、法令又は本誓約書に基づき求められる資料又は情報の提供又は報告を貴庁に対し行えない場合、その事実を直ちに上長に報告し、対応を協議するものとします。

第3章 入札等への関与

第10条（入札等への参加制限解除への協力）

- 1 貴庁が、職員による不正を防止し、国民からの信用を担保する観点から、私が従業員、役員その他の地位でその活動に関与する法人等（官民交流制度における交流元企業を含みます。以下「入札制限対象企業」といいます。）が、私に関与し入札その他の取引相手の選定手続を実施した事業において、国の実施する入札その他の取引相手の選定手続に参加できない場合があること（以下「入札制限等」といいます。）を確認します。
- 2 入札制限対象企業に対する入札制限等を適用除外とするために、私に関する情報が必要な場合、可能な限り、協力します。

第11条（入札等の手続への関与）

私に関与し入札その他の取引相手の選定手続を実施した事業において、選定された事業者の提出資料、履行体制図その他の資料から、私に関係する入札制限対象企業が当該事業に関与している又はその可能性がある事実が判明した場合は直ちに上長に報告し、その対応を協議するものとします。

第4章 雑則

第12条（退職後の協力）

退職後に自己の行った業務の内容又は本誓約書に関し、検討、検査、調査等が行われ、追加の資料又は情報の提供が必要となった場合、協力するものとします。

以 上

年 月 日

氏 名